

学校安全の手引 概要版

● 安全に関する資質・能力

全ての児童生徒等が、安全に関する資質・能力を身に付けることをめざします。

知識・技能

様々な自然災害や事件・事故等の危険性、安全で安心な社会づくりの意義を理解し、安全な生活を実現するために必要な知識や技能を身に付けていること。

思考力・判断力・表現力等

自らの安全の状況を適切に評価するとともに、必要な情報を収集し、安全な生活を実現するために何が必要かを考え、適切に意思決定し、行動するために必要な力を身に付けていること。

学びに向かう力・人間性等

安全に関する様々な課題に関心を持ち、主体的に自他の安全な生活を実現しようとしていたり、安全で安心な社会づくりに貢献しようとしていたりする態度を身に付けていること。

※安全に関する資質・能力は、現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力の一つの例として、中央教育審議会で示されています。

● 負傷・疾病の発生率

負傷・疾病の発生率についてもより一層減少傾向にすることをめざします。

年度	幼稚園	小学校	中学校	合計	発生率
平成 28 年度	64 件	973 件	810 件	1,847 件	6.4 %
平成 29 年度	60 件	904 件	671 件	1,635 件	5.7 %
平成 30 年度	49 件	829 件	691 件	1,569 件	5.6 %

高槻市における（独）日本スポーツ振興センターの災害共済給付金（医療費）発生件数

● 学校安全推進の方向性

高槻市においては、以下の内容を、**今後の学校安全のめざすべき姿**として掲げ、各種の取組を推進します。

- (1) 全ての児童生徒等[※]が、安全に関する資質・能力を身に付けることをめざす。
- (2) 学校管理下における児童生徒等の事故等に関し、死亡事故の発生件数についてはゼロ、負傷・疾病の発生率についてもより一層減少傾向にすることをめざす。

※幼児、児童及び生徒

● 学校安全を推進するための5つの方策

方策 1

学校安全に関する組織的取組の推進

管理職のリーダーシップのもと、学校安全の中核となる教職員を中心として、組織的な取組を的確に行えるような体制を構築する。

方策 2

安全に関する教育の充実

カリキュラム・マネジメントの確立を通して、系統的・体系的で実践的な安全教育を実施する。

方策 3

学校の施設及び設備の整備充実

安全対策の観点からの老朽化対策を推進するとともに、非常時の安全に関わる設備の整備を含めた安全管理体制を充実する。

方策 4

学校安全に関するP D C Aサイクルの確立を通じた事故等の防止

安全点検の徹底、事故等の未然防止や発生後の調査・検証、再発防止のための取組の改善・充実を一連のサイクルとして実施する。

方策 5

家庭、地域、関係機関との連携・協働による学校安全の推進

保護者や地域住民、関係機関との連携・協働に係る体制を構築し、それぞれの責任と役割を分担しつつ、学校安全に取り組む。

「学校安全の手引」で解説

第3章
P29～

第4章
P43～

教育委員会と学校が連携して推進

第5章
P59～

第6章
P137～

学校安全対策について（指針）



高槻市教育振興基本計画「めざす子ども像」

